

## アパート、マンション等の新築及び宅地の開発に伴う

### ごみステーションの設置等に関する指導要領

(趣旨)

第1条 この要領は、刈谷市においてアパート、マンション等の新築又は宅地の開発を行う事業者(以下「事業者」という。)及びこれらの管理を行う者(以下「管理者」という。)に対し、家庭から排出される廃棄物及びリサイクルの対象となるもの(以下これらを「ごみ等」という。)の集積場所(以下「ステーション」という。)の設置及び管理等に関する指導を行うことにより、良好な生活環境を保全することを目的とする。

(ステーションの設置)

第2条 事業者は、6戸建以上のアパート、マンション等の新築を行うときは、アパート、マンション等の所在地の地区の役員等(以下「地区役員」という。)と調整し、併せて位置、規模、構造等について市長と協議した上で、専用のステーションを設置しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

2 事業者は、6戸建未満のアパート、マンション等の新築又は6戸以上の宅地の開発を行うときは、地区役員と調整し、併せて位置、規模、構造等について市長と協議した上で、専用のステーションを設置するよう努めなければならない。

(ステーションの基準)

第3条 事業者は、ステーションの設置に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 収集作業に支障がなく、かつ、安全な場所であること。
- (2) 進入道路は、収集車両が安全に通行できる幅員(6m程度)が確保されていること。
- (3) 収集車両が後退運転を行うことなく収集作業が可能な場所であること。
- (4) ステーションの開口部に対し、収集車両の横付けが可能な場所であること。
- (5) 大型収集車に対応できる舗装とし、歩行者等に危険が及ぶことのないように配慮すること。
- (6) 近隣住民から苦情が発生しないよう配慮し、原則、道路交通法第44条に定

められている位置（交差点や道路の曲がり角、横断歩道から5メートル以内の部分等）以外に設置すること。

（7）収集作業上法令等に抵触することのない場所とすること。

（8）設置することにより交通の障害とならないこと。

（9）ステーションの開口部は、原則、道路に面すること。

（10）ステーションとごみ収集車の停車位置の間に、収集作業の障害となる物がないこと。

2 事業者が設置するステーションの形態・規模等については、別紙に定めるとおりとする。

（事前協議）

第4条 アパート、マンション等の新築又は計画戸数が6戸以上の宅地の開発の事業を施行し、又は当該事業の計画を変更しようとする事業者は、監督官庁に許認可の申請をする前にごみステーションの設置等に関する事前協議書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の事業者は、敷地外に専用のステーションを設置し、又は敷地外に既設されているアパート、マンション等の専用のステーションを共有しようとする場合は、前項の事前協議書に敷地外での専用のごみステーションの設置及びごみ等の排出に関する誓約書（様式第2号）を添付しなければならない。

3 刈谷市宅地開発事業指導要綱（昭和56年4月1日施行）に規定する開発の事業を施行し、又は当該事業の計画を変更しようとする事業者については、前2項の規定は、適用しない。

4 第1項及び第2項の規定は、ステーションの変更をしようとする管理者について準用する。この場合において、第1項中「監督官庁に許認可の申請をする前に」とあるのは「あらかじめ」と読み替えるものとする。

（審査結果の通知）

第5条 市長は、前条第1項（同条第4項の規定により準用する場合を含む。）の規定により提出された協議書の審査結果をごみステーションの設置等に関する事前協議結果通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（ごみ等の収集依頼）

第6条 事業者は、ステーションのごみ等の収集を市に依頼するときは、ステーショ

ンの使用開始予定日の14日前までに、ごみ等収集依頼書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（ステーションの管理）

第7条 事業者は、ステーションの管理に当たっては、あらかじめ地区役員と調整し、管理方法及び管理者を明確にし、市の環境に関する施策、指導等について積極的に協力するものとする。

（管理者の職務）

第8条 管理者は、次に掲げる事項を行うものとする。

- （1）入居者に対し、家庭ごみの出す場所、出し方、収集日等を周知するとともに違反者に対し指導を行うこと。
- （2）入居者の連絡先を常に把握すること。
- （3）収集作業に支障が生じないようにステーションを管理すること。
- （4）不法投棄されないように防止策を講ずること。
- （5）常にステーションの清潔を保持すること。

（ステーションを設置しない場合の対処）

第9条 事業者は、専用のステーションを設置せず、地区のステーション等を利用する場合は、地区役員の合意を得た上で、第4条第1項の事前協議書にごみ等の排出に関する合意書（様式第5号）の写しを添付し市長に提出しなければならない。この場合において、事業者及び管理者は、地区のステーション等に適切にごみ等を排出するよう、入居者に指導しなければならない。

（収集を依頼しない場合の対処）

第10条 事業者は、ごみ等の収集を市に依頼しない場合は、あらかじめ第4条第1項の事前協議書にごみ等の排出に関する誓約書（様式第6号）を添付し市長に提出しなければならない。この場合において、事業者及び管理者は、その責任においてごみ等を適切に処理するとともに、入居者に対し、地区のステーション等にごみ等を排出することのないよう指導しなければならない。

（環境対策）

第11条 事業者は、アパート、マンション等の新築又はステーションの変更及び宅地の開発における環境対策について、必要な措置を講じなければならない。

（委任）

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

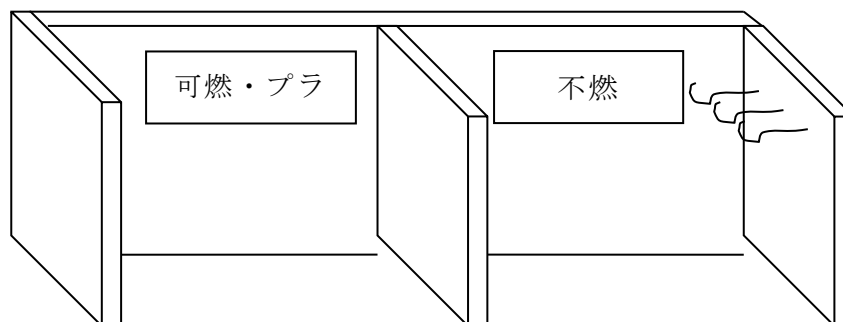
この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

## ステーションの形態、規模等

### 1 ステーションの形態



#### <留意事項>

- ・「可燃・プラ」、「不燃」のプレートを設置すること。プレートの材質や規格に規定はないものとするが、収集時に文字を判別できる大きさ、位置にすること。
- ・不燃にはフックをつけること。フックの数、材質には規定はないものとするが、指定回収袋をかける際に支障がないようにすること。
- ・ステーションの材質について規定はないものとする。
- ・ステーションは原則、道路交通法第44条に定められている位置（交差点や道路の曲がり角、横断歩道から5メートル以内の部分等）以外に設置すること。
- ・ステーションを金網等で囲い、引き戸をつけるタイプやごみ庫も可とする。この場合、ごみ袋を持ち上げて収集することのないよう、前面の扉は床まで全面開放できるものに限る。間口の幅は、扉の有効開口幅（内寸）をもって算定する。
- ・鍵を設置する場合は、収集に支障がないようにするとともに、ダイヤル錠の場合は、市が指定する鍵番号を設定すること。
- ・ステーションを天井のある構造物にする場合は、成人男性が、かがまずに入れる高さ（2 m程度）を確保すること。
- ・敷地面積等の都合により、ステーションの開口部を道路に向けることができず、やむを得ずステーションを道路と垂直に設置する場合は、「可燃・プラ」の排出場所を道路側とすること。

## 2 ステーションの寸法（規模）

区分・戸数	可燃・プラ			不燃		
	床面積 (㎡)	間口 (m)	奥行 (m)	床面積 (㎡)	間口 (m)	奥行 (m)
1～9	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
10～19	1.8	1.8	1.0	1.5	1.5	1.0
20～29	2.4	1.5	1.6	2.3	1.5	1.6
30～39	3.6	2.4	1.5	3.0	2.0	1.5
40～49	4.4	2.2	2.0	4.0	2.0	2.0
50～59	5.5	2.5	2.2	4.84	2.2	2.2
60～69	6.21	2.7	2.3	5.52	2.4	2.3
70～79	7.0	2.8	2.5	6.5	2.6	2.5
80～99	8.0	3.2	2.5	7.0	2.8	2.5
100～120	9.0	3.6	2.5	8.0	3.2	2.5

### <留意事項>

- ・ 面積及び長さは全て有効幅（内寸）とする。
- ・ 1～29戸までの物件は高さ1m以上、30戸以上の物件の場合は高さ1.5m以上を確保すること。
- ・ 床面積（㎡）が確保できれば可とするが、間口と奥行の長さを変更する場合は、市長と協議すること。
- ・ 121戸以上のマンション・アパート等は、以下の計算方法から必要床面積を算出し、間口と奥行の長さの比率は上記表に習い正方形になるよう設定し、ステーションの規格等について市長へ協議を行うこと。

#### 【可燃・プラ】

0.09 ㎡（1戸当たり）×建築戸数（小数点以下第一位四捨五入）

#### 【不燃】

0.08 ㎡（1戸当たり）×建築戸数（小数点以下第一位四捨五入）